

ブラックバイトをなくすためワークルール教育の確立を求める決議

昨今、若者を過酷な労働で使い潰す「ブラック企業」に加え、学生であることを尊重しない「ブラックバイト」が横行している。学生アルバイトに対して、過大なノルマや責任を課し、学業への支障を顧みない勤務強要、商品の自費購入強要、レジ代金が合わないなどの理由により弁償を強要するなど、悪質な行為が横行している。マスメディアでも注目され、特に飲食業、小売業、教育関係など中核的業務をアルバイトが担いがちな職種において、ブラックバイト被害が数多く報道され、社会問題化している。

その背景として指摘されているのは、学生をとりまく家計状況の悪化である。相対的貧困率が大幅に上昇し、世帯当たりの可処分所得は減少し、独立行政法人日本学生支援機構が行った平成 26 年度学生生活調査では、家庭からの給付(仕送り)の額も年々減少し、2014 年には 2002 年と比べて年間 35 万円以上も減少している。このような学生を取りまく家計状況の悪化により、学生は、自分の学業のみならず、学費や生活の維持のためにアルバイトをせざるを得ない状況に追い込まれている。企業側はこれに乗じて、人件費の安い学生アルバイトに過酷な労働を課すことで利益を得ようとしている。既に学生アルバイトを基幹的な労働者として利用するビジネスモデルが確立しているといえよう。その結果、ブラックバイトの被害に遭った学生達は、学業を維持するためのアルバイトをしたことによって、学業の継続を断念せざるを得なくなるケースも報道されるなど、本末転倒な状況に追い込まれてしまっている。

このような中で、労働組合に加入して団体交渉を行い、紛争を解決した事例など、学生アルバイトを中心とした労働組合を作る動きや、労働組合がブラックバイト問題に取り組む動きもみられるが、まだまだブラックバイトへの取組は不十分といわざるを得ない。

このようなブラックバイトをなくすための対処法として、実践的なワークルール教育の確立が必要である。ブラックバイトにおける違法行為は、学生達のワークルールに対する知識不足に乗じて行われているものが多く、基本的な労働法の知識のみならず、相談先なども含めた実践的な対処法を拡げることは、ブラックバイトを根絶するために重要である。

当弁護団は、2013 年 10 月 1 日に「ワークルール教育推進法の制定を求める意見書」を発表し、2015 年 12 月 15 日には「ワークルール教育の推進に関する法律」(第 1 次案)〔2016 年 2 月 5 日改訂〕も発表している。同法案は、「ワークルール教育の機会が提供されることが国民の権利である」と位置づけ、ワークルール教育の実践により、国民の勤労生活の安定及び健全な労使関係の発展に寄与することを目的としている。働くことに関するルールのみならず、これらのルールを実現するための諸制度等に関する実践的な教育をすることにより、使用者側にワークルールを守らせると共に、学生達がワークルールを認識し、それを活用することによって、適切な対処が可能になる。

当弁護団は、ここに改めて、ブラックバイトをなくし、ワークルール教育推進法の早期制定などワークルール教育の確立を強く求めていくことを決意する。

2016 年 11 月 11 日 日本労働弁護団 第 60 回全国総会